意 見 書

令和4年9月9日 三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

令和4年9月9日に開催した令和4年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、 県より河川事業2箇所、海岸事業3箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 河川事業【 再評価対象事業 】

3番 二級河川 堀切川

3番については、平成29年度に河川整備計画を策定し、その後一定期間(5年)を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、3番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 河川事業【 再評価対象事業 】

7番 二級河川 前川

7番については、平成29年度に河川整備計画を策定し、その後一定期間(5年)を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、7番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 海岸事業【 再評価対象事業 】

9番 的矢港海岸(的矢地区)

9番については、昭和61年度に事業に着手し、平成14年度、平成19年度、平成24年度、平成29年度に再評価を行い、その後、一定期間(5年)を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、9番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

事業期間が長期にわたることから事業期間の短縮を図り事業の早期完成に努められたい。

(4) 海岸事業【事後評価対象事業】

508番 長島地区海岸

508番については、平成19年度に事業に着手し、平成28年度に再評価を行い、平成29年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、508番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

(5) 海岸事業【事後評価対象事業】

509番 磯津地区海岸

509番については、平成16年度に事業に着手し、平成25年度に再評価を行い、平成29年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、509番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。